

議案第33号

京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、建設業法施行令の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（令和6年京田辺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条の改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年京田辺市条例第32号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条及び第4条を次のように改める。</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>京田辺市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年京田辺市条例第32号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条及び第4条を次のように改める。</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p>